

2023 年 9 月定例県議会 一般質問

2023 年 9 月 19 日

日本共産党 宮川えみ子県議

日本共産党県議団の宮川えみ子です。一般質問を行います。

一、台風 13 号に伴う大雨災害について

9 月 8 日から 9 日にかけて、いわき市を中心に豪雨災害が発生しました。線状降水帯が県内で初めて発生、記録的短時間大雨情報では、いわき市南部で時間雨量 110 ミリ、総雨量 236.5 ミリの観測、河川の氾濫がおこり、死亡した方 1 名、調査中ですが浸水被害は床上・床下浸水が 1,700 棟以上で、また、各地で土砂災害が起っています。亡くなられた方に心からのお悔やみを申し上げますとともに、被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げます。

内郷白水町入山では津波のように増水し、一挙に道路から 1.5 メートルくらいあがり、消防車にのっていた団員が命からがら逃げ出すのに精いっぱいだったと言います。85 歳の女性がテーブルの上で一晩過ごした、ストーブの上で、胸まで浸かって 3 時間しのいだなど、急な増水で平屋建ての方の避難が大変でした。皆さん口々にこんな急激な増水は生まれて初めてと言います。日本共産党県議団は、山田川沿いの集落や被害がひどかった内郷内町地区など数日間にわたり調査を行いました。まずは被災された方々の支援が緊急です。

今回、多くの方が床上浸水になりましたが、床上浸水になれば何センチでも被害はほぼ変わりませんが支援内容は大きく違います。床上の場合何センチでも一括して救済できるよう、

- ① 住宅被害認定基準の見直しを国に求めるとともに、国の支援制度が適用されない被災者に独自の支援を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

山田町では大型ハウスが壊滅的被害を受ける、農機具がほとんど使えなくなるなど、各地区のソフト・ハード面での農作物被害も深刻です。

- ② 台風 13 号による農業被害の状況を早急に把握し、支援を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

雨の降り方も今まででは考えられないような急激かつ短時間大量の降雨量です。中小河川の整備、内水対策も急がれると実感しました。

- ③ 河川改修を迅速に進めるため、予算の増額と執行体制の強化を図るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二、ALPS処理水の海洋放出について

ALPS処理水の海洋放出が8月24日に強行され、漁業関係者から怒りと不安の声が上がっていますが、日本共産党県議団は、8月28日いわき市漁協と懇談しました。

海洋放出開始で、中国が日本産の海産物を全面的に輸入停止したことは、浜の値段が安くなる、風評対策費も他県や大型商社中心になり、いわきのような沿岸底引きにはこないのではないか、一旦海洋放出をすれば、何か不測の事態が起これば今までとは全く違うことになる、そもそも国と東電は原発を作る時から経済優先で信用できない、巨大地震など災害も心配、敷地を確保して丈夫なタンクに移し替えるべきと怒りと不安の声でした。

後継者は、魚の値段、魚価の低下は今後どうなるのか、売れない時期はどのくらい続くのか、やっていくには壁がありすぎる、船を買うにも先行きが見えなければとても億単位の船など買えないと言います。

12年たってやっと沿岸漁業は、大震災・原発事故前の2割程度の漁獲量にこぎつけたばかり、これからという時です。

本県の漁業の継続と後継者育成に向けて支援すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

三、原子力損害の追加賠償について

東電のコールセンターに3時間待ってやっと電話がつながった、来年の2月までかかると言われたなど、いまだにこのような状況です。第5次追補に基づく148万人の追加賠償に対応できるよう、

① 東京電力に対し、追加賠償に関する体制強化を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

いわき市民訴訟の判決は、いわき市は極めて高い放射能の拡散が認められ、被爆による生命・身体の危険に直面し、市民はきわめて強い恐怖心を持ち、6割が一時避難、社会的機能が失われたとし、原告に対し一律の賠償を命じました。賠償額は、さる3月22日に東京電力が上告を断念したことにより確定しました。原告に対し、追加で大人22万円、妊婦・子どもに20万円を認めました。

② いわき市民訴訟の賠償額確定を踏まえた対応について、原告以外のいわき市民に対しても賠償を行うよう東京電力に求めるとともに、国に中間指針の見直しを求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、物価高騰対策について

厚労省は8月22日、所得の格差に関する2021年調査の結果を発表しました。世帯ご

との格差を示す指標は悪化し、過去最大だった14年調査と同様になりました。コロナ禍で非正規雇用の労働者が打撃を受けたことなどが要因です。

ひとり親家庭の20.8%が必要な食料を買えない経験をしたといい、高齢者世帯でも厳しい暮らしを強いられています。

電気代高騰の中、先の6月県議会で住民税非課税の世帯に支給を決めた6,000円について、猛暑の中、エアコンか食べ物かと命がけの節約をしているみなさんに一刻も早く届けるべきです。

① 生活困窮世帯への給付金等が市町村を通じて速やかに支給されるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

② 生活保護基準に夏季加算を新設するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

中小事業者支援についてです。

帝国データバンクによると、ゼロゼロ融資を受けた後1,000万以上の負債を抱えて倒産した企業は、2020年7月から今年の7月まで922件、特に今年に入って急増しています。コロナの影響に加え、電気代等物価高騰による経費の増大に苦しむ中小企業・小規模事業者・観光業者への直接支援を行う必要があります。

2023年版中小企業白書は、中小企業を支援の対象ではなく、淘汰する方向への転換を示唆するものとなっており、地域経済を守る政治の役割を放棄することは断じて認められません。国の予算を見てみると、中小企業対策費の総額は1,700億円で、軍事費のわずか40分の1です。

③ 中小企業・小規模事業者の経営支援について、商工行政の柱に位置付けることを国に求めるとともに、県も位置付けるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

④ 中小企業・小規模事業者に対して、電気料金の補助を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

返済のピークを迎えることから、ゼロゼロ融資を別枠扱いとして新たな借り入れを認め事業継続を支援すべきです。

⑤ 実質無利子型融資の返済が困難な中小企業・小規模事業者に対する事業継続支援を国に求めるとともに、県も支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五、熱中症対策について

今年の夏は地球沸騰ともいうべき状況で、熱中症による救急搬送も急増しました。いわき市では救急車が出払ってしまう中で、救急隊員の資格を持つポンプ隊員が消防車で

駆け付け応急措置などにあたるという事態でした。いわき市の熱中症による搬送は、5月1日から9月13日までで、対前年比で129人増えて350人でした。

- ① 熱中症を予防するための避暑施設、いわゆるクーリングシェルターとして県有施設を開放すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。
- ② 市町村の公共施設をクーリングシェルターとして開放するよう、市町村に協力要請すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

いわき市は商業施設に協力を要請し、27カ所に冷房の効いた施設を指定しました。

- ③ 県内の商業施設をクーリングシェルターとして開放するよう、事業者に協力要請すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

厚労省調べでは、職場での熱中症死傷者はこの5年間で1.8倍に増えている、業種別では建設業が最多と報告しています。県発注の建設土木工事では、経費として一定の上乗せをしていますが、真夏日や猛暑日が記録的な日数となる中、

- ④ 県は、公共土木工事の現場における熱中症の防止にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

福島市はエアコンが無い65歳以上の住民税非課税世帯に5万から5.5万円の購入費半額の補助を行うことを明らかにしました。

- ⑤ 住民税非課税世帯のエアコン設置について、購入支援を行うべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

六、高齢者への支援について

私は、高齢化や過疎化、地球温暖化対策の観点からも公共交通対策を総合計画に位置付けて取り組むべきと求めましたが盛り込まれませんでした。

さる8月29日、いわき商工会議所主催の「公共交通の課題と解決に向けて」とする講演会があり、会議所の中に公共交通研究会が設置されました。

いわき市は、77%が自家用車を移動手段としている、公共交通でカバーできるのはわずか23%にしか過ぎないと分析しています。そして、公共交通は市民の福祉であり権利でもあるとして、次世代交通技術の活用、解決策を調査検討していきたいと述べています。これらはいわき市に限らず県内全体の問題です。

自家用車を持たない高齢者・障がい者・学生等の足の確保は社会的問題、喫緊の課題です。

- ① 高齢者へのバス・電車の無料化とタクシーの運賃補助を実施すべきと思いますが、

県の考えを尋ねます。

市町村と共同で多様な公共交通支援を拡充するための県予算はわずか2億円にも満たない額です。福島市独自で行っている電車・バスのシルバーパスの費用は1億4千万円です。

- ② 高齢者が無料でバス・電車を利用できるよう、市町村に対する補助を増額すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

特別養護老人ホームの待機者は、現在約6,000人で(2022年4月1日)、引き続き深刻な状況です。国民年金は40年間納めても6万5千円程度で、年金だけでも入れる施設が欲しいと多くの皆さんが願っています。

個室に比べ入所費が安い

- ③ 多床室の特別養護老人ホームが増えるよう、県の介護保険事業支援計画に盛り込み市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

七、若者への住宅支援について

非正規雇用の若者の賃金は手取り14万円程度で、5～6万円かかる民間の住宅家賃額では親からの独立が難しい現状です。一方、かつては入居希望が多かった公営住宅も空き家が目立ち共益費負担が大変になる、自治会が成り立たないなど問題が広がっています。

- ① 県営住宅へ単身の若者が入居できる要件を緩和すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。
- ② 市町村営住宅へ単身の若者入居できるよう、市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。
- ③ 若い共働きの世帯が県営住宅に継続して入居できるよう、収入超過者となる基準額を引き上げるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

八、農業問題について

日本の食料自給率はわずか38%で、国のいわゆる基本法見直しに当たっては、国に対し食料自給率の大幅引き上げを求めるようわが党の代表質問で求めたところです。

福島県は食料生産県なのにカロリーベースで78%、生産額ベースで93%(2019年度)しかなく、東北の中でも最下位クラスです。県農業会議からも要請されていますが、

- ① 本県の食料自給率について、目標をもって引上げを目指すと思いますが、県の考えを尋ねます。

- ② 肥料・飼料の価格高騰に伴う支援の強化を国に求めるとともに、県も実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

本県の畜産農家は、原発事故後輸入飼料が多くを占めています。コロナの影響もあり、追い詰められています。

- ③ 飼料自給率を高めるため、どのように取り組んでいくのか、県の考えを尋ねます。

また、みどりの食料システム法は有機農業 25% (50 年) を目標に掲げました。福島県は原発事故前は全国トップクラスでしたが、大きく落ち込みました。昨年 6 月、二本松市では、大学教授・県・市・有機農業研究会等が協力して、「二本松市循環型農業推進協議会」が設立され「オーガニックビレッジ宣言」都市に県内初めてとなりました。学校給食無料化と合わせ、給食の有機農産物の活用は大切な実践課題となると言います。

- ④ 地域一体となって有機農業に取り組む市町村を増やすよう支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

年間 150 万円が支給される国の新規就農者支援制度の年齢制限は 49 歳までですが、

- ⑤ 新規就農者に対する経営開始資金について、50 歳以上も助成対象とするよう国に求め、県も独自に支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

九、環境問題について

いわき市遠野町の巨大風力・三大明神風力発電は、山水利用が困難になる、土砂災害を招くという地元の反対を押し切って建設されています。さる 7 月 16 日、建設途中の現場を地元関係者のみなさん 23 人と、事業者と建設業者の案内で見てきました。

この風力発電は、三大明神から鶴石山までの尾根に沿って 9 基が建設され、風車の高さは 140 メートルを超えます。工事を進めるため、山を削り谷を埋め、7 キロを超える幅 5 メートルの工事用道路が作られていました。

複数箇所の法面崩落や土砂流出を確認しました。沈砂池もすでに土砂で埋め尽くされている箇所もあり「土砂災害が心配、入遠野地区は沢水を利用している、影響が出たら暮らせない」などの参加者の声です。この風力発電については、5 年以上にわたる大反対運動がありましたが、最終的には県も保安林解除を容認した意見を農林水産大臣に出しました。

異常気象の元で、想定外の集中豪雨が心配されます。総雨量 100 ミリ、時間降雨量 30 ミリになった場合、調査をして地元と連絡してほしいと要望も受けました。

- ① 三大明神風力発電事業における森林の開発行為や、施設完成後の日常的な監視ができるよう県の仕組みを作るべきと思いますが、県の考えをたずねます。

- ② 三大明神風力発電事業において集中豪雨の際は、設備の点検と報告を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

最後に、

十、核兵器禁止条約について

8月の日・米・韓の合同軍事演習のあと、北朝鮮が海兵隊に核武装する宣言を発表しました。岸田首相はかねてから核抑止力が必要と言いますが、核使用の危険をはらむ緊迫した情勢の中、広島・長崎の今年の平和宣言で、広島県知事、広島市長、長崎市長が「核抑止力」論からの脱却を訴えたことは非常に重いものがあります。長崎市長は、核戦争に勝者はいない、決して戦ってはならない、核抑止の危うさはロシアだけではない、地球から核兵器をなくすしかないと言明の中で訴えました。

唯一の戦争被爆国の日本政府として、92カ国が署名、68カ国が批准している核兵器禁止条約を直ちに署名・批准するよう国に求めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

以上で、終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

宮川議員の御質問にお答えいたします。

漁業の継続と後継者育成についてであります。

A L P S 処理水の放出に伴い、新たな風評が懸念される中、漁業者の皆さんの不安を払拭し、操業の継続、拡大に向けた取り組みを支えていくことが重要であります。

このため、水揚げされた魚介類の販路の拡充に向け、首都圏等で常磐ものを取り扱う量販店の拡大を図るとともに、県内外のメディアと連携し、県産水産物の魅力を全国へ発信してまいります。

また、資源管理を進めながら高い収益を確保するふくしま型漁業を推進するとともに、次世代の漁業を担う人材の育成に向け、漁業従事に伴う潜水作業に必要な免許等の各種資格の取得支援のほか、操業の効率化を図る操業支援情報システム等の先端技術の研修を実施するなど、生業として継続できる漁業の実現に向けてしっかり取り組んでまいります。

一、台風13号に伴う大雨災害について

危機管理部長

住家被害認定基準につきましては、被災市町村において、全国統一の基準に基づき、適正に被害認定が行われるものと考えております。

また、県の独自支援については、床上浸水世帯の被害状況を踏まえ、支援を検討してまいります。

農林水産部長

台風 13 号による農業被害につきましては、詳細について速やかに調査を進めるとともに、被災農家が安心して営農を継続できるよう、市町村や関係団体と連携しながら、適切な支援を行ってまいります。

土木部長

河川改修の予算及び執行体制につきましては、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災・減災、国土強靱化五か年加速化対策等を活用するなど、必要な予算の確保に努めるとともに、工事監督の補助や設計積算、権利者の調査等の業務を委託するなど、執行体制の確保を図ることにより、河川改修の迅速な実施に取り組んでまいります。

二、ALPS 処理水の海洋放出について

(知事答弁)

三、原子力損害の追加賠償について

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

追加賠償に関する体制強化につきましては、これまでも、東京電力に対し、必要な人員の確保や相談窓口の拡充などに、早急に取り組むよう繰り返し要求してまいりました。

この結果、東京電力において、電話対応や請求書類の審査を行う人員を増員するとともに、臨時窓口を新設するなど、一定の改善は見られますが、今後も、十分な体制を確保し円滑に賠償を行うよう求めてまいります。

次に、訴訟の賠償額確定を踏まえた対応につきましては、これまで、東京電力に対し、同様の損害を受けている被害者に公平な賠償を行うよう求めるとともに、国に対しては、本県の現状や判決の具体的な分析を踏まえた上で、指針を適時適切に見直すよう要請してまいりました。

引き続き、被害の実情に応じた賠償がなされるよう取り組んでまいります。

四、物価高騰対策について

保健福祉部長

生活困窮世帯への給付金等につきましては、市町村からの申請受付後、速やかに交付

決定を行えるよう準備を進めております。

次に、生活保護基準における夏季加算につきましては、国の定める生活保護基準は全国家計構造調査のデータ等を用いて検証した結果を基に生活保護を受給していない低所得世帯との均衡や生活保護受給世帯への影響を考慮した上で定められており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

商工労働部長

中小企業・小規模事業者の経営支援につきましては、商工業振興基本計画に基づき商工団体等と連携した経営基盤の強化、中小企業の経営課題解決や成長に向けた支援等を行っており、中小企業支援計画を毎年度策定している国と連携しながら事業者の経営支援に取り組んでおります。

次に、中小企業・小規模事業者に対する電気料金の補助につきましては、国において激変緩和措置が全国一律に実施され、今般その取扱いが12月まで延長されたところであり、今後の動きを注視してまいります。

次に、実質無利子型融資の返済が困難な中小企業・小規模事業者に対する事業継続支援につきましては、国の特別保証制度を活用した資金繰り支援や、融資先の実情に応じた柔軟な対応を金融機関に対し要請しているところであります。

引き続き、保証制度の継続を国に要望するとともに、関係機関と連携し、個々の事業者の経営課題に応じた支援に取り組んでまいります。

五、熱中症対策について

生活環境部長

いわゆるクーリングシェルターとしての県有施設の開放につきましては、気候変動適応法の改正に伴い、市町村長がクーリングシェルターを指定できることとなり、来年春に全面施行される予定であります。

現在、国においてその指定や設置の考え方の検討が進められていることから、こうした動向を注視しながら、県有施設の開放に向けた検討を進めてまいります。

次に、市町村の公共施設のクーリングシェルターの開放につきましては、改正気候変動適応法の全面施行を踏まえ、試行的に取り組んでいる市町村もあることから、こうした事例を含め、市町村担当者会議等を通じて、周知を図っているところであります。

次に、商業施設のクーリングシェルターとしての開放に向けた協力要請につきまして

は、国の検討会において、民間施設の活用も例示されていることから、市町村が指定できるよう、ふくしまカーボンニュートラル実現会議を通じて、関係団体等に協力を呼び掛けてまいります。

土木部長

次に、公共土木工事の現場における熱中症の防止につきましては、対策に要する費用を工事費に計上できる措置を行っているほか、今年8月から、猛暑のため工事を休止した日数を契約工期に追加することを可能とするなど、対策の強化を図っております。

さらに、現場パトロール等により、猛暑時の休憩方法等を確認し、対策の助言を行うなど、工事関係者の熱中症防止に努めてまいります。

保健福祉部長

次に、住民税非課税世帯のエアコン設置につきましては、日常生活を送る上で一時的に必要な費用を低利又は無利子で貸し付ける生活福祉資金貸付制度を活用していただくことにより支援しているところであります。

六、高齢者への支援について

生活環境部長

次に、高齢者へのバス・電車の無料化とタクシーの運賃補助につきましては、一部の市町村や事業者において、独自に無料化や割引制度等を実施しているところであり、県では、広域路線バス等の生活交通路線を維持するため、市町村や事業者に対して補助を行うとともに、デマンド型乗合タクシーの運行や、一般のタクシーを活用した実証事業に取り組む市町村に対し、補助を行っております。

次に、市町村に対するバス・電車の補助の増額につきましては、現在、市町村が運行する乗合バス等について、財政力指数や過疎地域の指定の有無に応じて補助率を設定し、その行に伴う経常損失額に対して補助を行っております。引き続き、地域の実情に応じ、市町村や事業者と連携しながら、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

保健福祉部長

次に、特別養護老人ホームにつきましては、要介護認定者の見込み数や地域の実情などを踏まえて市町村が策定する計画を県の介護保険事業支援計画に反映し、個室・多床室の区別なく、施設整備への補助を行っているところであります。

今後とも市町村の計画的な施設整備を支援してまいります。

七、若者への住宅支援について

土木部長

次に、県営住宅における単身の若者の入居要件につきましては、従来より、障がい者など特に住宅の確保に配慮を要する方を対象に単身での入居を認めており、令和2年度からは、収入が著しく低額である単身の若者も入居できるよう入居要件を緩和しております。

次に、市町村営住宅における単身の若者の入居要件につきましては、市町村において、地域の住宅事情を踏まえた設定ができるよう、本県の取組や県外の事例を示すなどの助言を行っており、引き続き、市町村からの相談等に適切に対応してまいります。

次に、県営住宅に入居する若い共働き世帯に対する収入超過の基準額につきましては、公営住宅制度の対象は、住宅の確保が困難な低額所得者であり、特に、民間賃貸住宅で入居を敬遠される傾向にある高齢者や障がい者、未就学の子どもがいる世帯など、住宅の確保がより困難な世帯に配慮するため、これらの世帯について基準額を引き上げており、引き続き、現行どおり運用してまいります。

八、農業問題について

農林水産部長

次に、食料自給率の引上げにつきましては、本県農業の生産力の強化に向けて、農地等の生産基盤の整備を始め、担い手の確保・育成や、生産拡大のための機械・施設整備への支援などの施策を総合的に進めてまいります。

次に、肥料・飼料の価格高騰への支援の強化につきましては、国に求めているほか、土壌の養分に応じて肥料の量を調整する田植機の導入支援、配合飼料や輸入粗飼料の価格高騰分の一部助成などを実施しております。

次に、飼料自給率の向上につきましては、畑地における飼料作物の作付けを拡大する生産者に対し、奨励金を交付するとともに、近年、濃厚飼料として注目されている子実用しじつようとうもろこしの栽培技術を普及させるため、現在、モデル栽培の実証を実施しているところであります。

次に、地域一体となった有機農業につきましては、生産拡大に向けた技術導入やセミナーの開催に加え、学校給食での利用など、有機農業の生産から消費に至る総合的な支援をしており、これらの取り組みを市町村に波及させてまいります。

次に、新規就農者に対する経営開始資金につきましては、中高年層も対象とするよう北海道東北地方知事会を通じて国に要望しているところであります。

九、環境問題について

農林水産部長

次に、三大明神風力発電事業における森林の開発行為につきましては、森林法上の申請された事業計画に基づき、適切な開発がなされるよう必要な状況確認及び指導を行っております。施設の完成後においては、事業者の責任により適切な管理が行われるものと認識しております。

次に、三大明神風力発電事業における設備につきましては、事業者が適切に維持管理するものと考えております。

十、核兵器禁止条約について

総務部長

核兵器禁止につきましては、人類共通の願いである恒久平和の実現が図られるよう、国において核兵器のない社会の実現に向けた議論を、深めていくべきと考えております。

【再質問】

宮川県議

再質問させていただきます。

まず、知事にです。漁業の継続と後継者育成についての支援策なんですが、私質問の中でもう被害が出ている、中国との関係ではやはりもうすでにこういう不安が出てきている、具体的な問題が出てきているわけですね。それから、魚の値段と魚価の低下は今後どうなるのか、この質問に対する具体的な答弁がなかったかなというふうに思うわけですね。そして、対応策みたいなことはご答弁いただいたんですけど、やっぱり一番の問題は、不安というか、今後どうなるのか、30年にわたる対応ということなんですね。今まで（国、東京電力の）不誠実な対応が相当あったわけで、希望を持って漁業の継続と後継者育成の支援は大丈夫だというふうな回答には私はならなかったと思うんですね。ですから、今後30年にわたるこの対策が信用できると、安心して漁業の継続、後継者育成は大丈夫と、こういうふうなことでの答弁がほしいと思いますので、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

それから、農林水産部長に三大明神風力発電についてですね。

確認している、指導しているというふうに言いましたけれど、どのような確認と指導をしているのかお答えいただきたいと思います。

それから、危機管理部長に住家被害の認定基準の見直しについてなんですが、先ほど、県独自の特別給付金の検討というのは、非常に歓迎するものであって、ぜひ具体化を早急にやってほしいと思うんですね。私が聞きたいのは、山田のあるお宅では、畳の上まで（水が）ちょうど上がって、この床から水が吹き上がったという状況で、畳とか布団とかみんな濡れて壁に染みて、家のものがほとんどダメになったんですね。

被害認定基準というのは、全壊が 180 センチ以上で、大規模半壊が 100 センチ以上で、中規模半壊が 50 センチ以上で、半壊はそれ未満なんですね。でも被害の状況を見ると、その 50cm 未満もそれ以上もあまり変わらないんですね。壁の中の断熱材が毛细管現象を起こして結局壁はダメになってしまうわけなんですね。ですから、これでは本当に救済ができないということで、被害の認定基準の見直しを国にぜひ求めていただきたいと思います。

それから、河川改修の迅速化と執行体制の強化について、土木部長になんですけど、今回やっぱり中小河川の整備というのが非常に大きな課題になってきているんですね。あと、崖崩れがものすごく多いんですよ。私も毎日のように見ているんですけど、大規模、小規模、本当に崖崩れが多い。でも、激甚災害を受けると一定は支援はあるんですけど、ほとんどないという状況なんですね。でも、非常に皆さん困っているのでやっぱりこういう対策も必要だと思うんですけど、予算の増額とその人的配置、これが画期的に求められているというのが、今度の災害の教訓だと思うので、お聞きしたいと思います、再質問いたします。

【再答弁】

内堀雅雄知事

宮川議員の再質問にお答えいたします。

水産業を支援する対策につきましては、漁業担い手の育成に向けて、現場で熟練者に学ぶ研修への支援を強化するとともに、水揚げの拡大に必要な漁具等の導入や漁協の製氷事業への支援、さらに漁協等と連携した県産水産物の消費拡大イベントの開催など、福島県として、総合的な対策を講じてまいります。

また合わせて、漁業者の皆さんが風評に対し、様々な不安を抱えている状況を踏まえ、国及び東京電力に対し、ALPS 処理水の対策を最後まで安全に完遂すること、また風評対策を徹底をしながら、最後まで安心してですね、漁業を継続することができるよう

県として強く訴えてまいります。

危機管理部長

住家被害認定基準につきましては、国の災害に係る住家の被害認定基準運用指針におきまして、自治体ごとに差が生じないよう具体的な調査方法や判定方法が定められておりますことから、被災市町村において、全国統一の基準、この基準に基づき適正に被害認定が行われるものと考えております。

農林水産部長

三大明神風力発電事業における森林の開発行為についての必要な状況確認についてでございますが、福島県保安林内作業許可事務取扱要領に基づき、巡視による状況確認や現地調査、それから事業者からの施行状況報告等に基づいて確認しているところでございます。

土木部長

河川改修の予算及び執行体制につきましては、防災・減災・国土強靱化対策などで必要な予算の確保に努めるとともに、工事監督の補助や工事設計積算等の委託を行うなど、必要な執行体制の確保により、中小河川やその支流等も含め、県管理河川の迅速な改修に引き続き取り組んでまいります。

【再々質問】

宮川県議

再々質問をいたします。

知事にですね、漁業の継続と後継者育成に向けての支援なんです、海洋放出が始まって一挙に不安が高まったわけなんですね。それで、最後まで安心してって、30年ですよ。今までの経過を見ますとですね、国と東電は「関係者の理解なしにはいかなる処分もしない」と言いながら、海洋放出したわけですね。全漁連と県漁連と各漁業者のみなさん、みんな反対です。私も最初からこのことについて、いろいろ漁業者のみなさんと話をしてきたんですが、県漁連の会長は事故が起きた当初から、最初からALPS処理水は基準値以下と言ってもただの処理水ではないと、デブリに触れたものだと、(トリチウム以外の)他の放射性物質も含まれていると、だから最初の最初から丈夫なタンクを作って保管すべきと言ってたんですよ。この12年間言い続けていたんですよ。そういうふうなことをろくに検討もしない、汚染水を減らす対策もしない、そういう不誠実極まりないようなことをやってきて、そして今後30年間大丈夫だなんていうこと、本

当に言えるのですか。

ですから、今止まっていますから、1回流してね。中止して、そしてやっぱりやるべきことをやっていくと、知事もちゃんと求めていくと言うわけですよ。だからそれ（海洋放出をこのまま中止すること）をやるべきだと、それこそが漁業の継続と後継者育成に向けての最大の支援だと思いますので、もう一度答弁をお願いいたします。

それから、高齢者の方のバス代と電車代の無料化についてなんですが、生活環境部長にですね。これあまりにも情けない県の姿勢だと思います。予算が本当に少なすぎる、増額しない。高齢化社会が急速に進んでいる中で、これは本当にどこに行っても切実な課題なんです。さっき言いましたけれど、高齢者が元気で健康的で長生きをしてもらう、それは家の中に閉じこもっていたんではできないんですね。私はこの交通問題というのは、非常に深い意味があると思います。ですから、これは本当に本気になって予算を確保して、高齢者の足の確保に貢献していくと、そのために予算を増やしていくということが大事だと思うんです。高齢者のバス代と電車代無料について、再度質問したいと思います。

それから、風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事に質問なんですが、いわき市民訴訟についてなんですけれど、高い放射能の拡散を知ってですね、いわき市民の6割の人が避難したということを裁判所は認めたんですね。私も本当に今思い出してみると、住宅地なのに夜になっても真っ暗、そして今も引きずっているんですけど、放射能に対する考え方が家族でも違って、子どもと奥さんが避難して、それっきり離婚しちゃったなんていうのをいっぱいそういう例あるんですね。1カ月も水が出ない生活をしてたんですけど、水道を直す事業者も避難しちゃって、直す人がいなくて、そういう状況が続いた。今もキノコもダメだし、私の近くの田人では本当に山菜とそういうものが自慢だったんですけど、本当にあの大変な思いをしていたんですね。だからこれは全市民への賠償（を意味する内容です）、そういう判決が下ったわけで、私は速やかにですね、中間指針の見直しを国に求めて、そして東京電力には全面賠償するように求めるべきと再度質問します。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

漁業の継続と後継者育成について、宮川議員の再質問にお答えいたします。

次世代の漁業を担う人材の育成、そして生業として継続できる漁業の実現に向けて、福島県として各施策にしっかり取り組んでまいります。また、国及び東京電力に

対し、最後まで継続をして責任を果たすよう言うべきことをしっかり申し上げてまいります。

生活環境部長

市町村が運行する乗合バス等につきましては、県が独自に行っている補助制度のほか、国においてはその運行によって生じる経常損失額に対し、特別交付税が一定割合措置されているところでございます。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

精神的損害につきましては、東京電力に対し、これまで原子力損害対策協議会の活動等を通し、損害の範囲を幅広く捉え被害の実態に見合った賠償を行うように求めてきたところであります。

また、中間指針の見直しにつきましては、これまでも原子力損害賠償紛争審査会に対し、現地調査や確定判決の分析等を踏まえ、本県の現状をしっかりと把握した上で適時適切に見直すよう求めてまいりました。引き続き、被害者の個別具体的な事情による損害を含め、被害の実態に見合った賠償がなされるよう取り組んでまいります。

以上